

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月30日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 29号

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第7 1 使用料の欄中「500」を「530」に、「1,790」を「1,900」に、「2,990」を「3,170」に、「2,390」を「2,540」に、「1,97

0」を「2,090」に、
「

1, 835
2, 250

」を「

1, 835
2, 390

」に、「180」を

「190」に、「2,780」を「2,950」に、「1,040」を「1,100」に、

「

590
590

」を「

790
650

」に、「600」を「640」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市中央卸売市場業務条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(中央卸売市場第一市場)